

令和5年7月20日



「柏市文化財保存活用地域計画」の認定について

■認定予定日：令和5年7月21日（金）

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和5年7月21日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文化庁長官に対し、千葉県柏市の文化財保存活用地域計画を認定するよう答申する予定です。

1 名称

「柏市文化財保存活用地域計画」

2 県文化財課報道資料、本計画概要

別添資料のとおり

3 柏市計画概要

柏市の歴史的文化を抽出し、未指定文化財や周辺の自然環境等も含め、総合的・一体的に地域の文化遺産を残していくため、4つの関連文化財群と6つの文化財保存活用ゾーン、3つの文化財保存活用区域を設定した。そして、これらに紐づく具体的な事業計画を位置づけた。

この計画を推進することにより、市民・民間団体・文化財部局・府内関係部局などが地域総がかりで文化財を保存・活用していく枠組みが作られ、文化財の確実な継承を図ろうとするもの。

【文化財保存活用地域計画】

文化財保護法に基づく文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画で、市町村が作成し、文化庁長官が認定するもの。



県指定文化財【旧手賀教会堂】



県指定文化財【篠籠田の獅子舞】



国登録文化財【染谷家住宅】

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市生涯学習部文化課 文化財担当 江藤 谷口

電話 04-7191-7414 ／ FAX 04-7190-0892

報道
解禁

令和5年7月21日（金）午後5時から

文化財保存活用地域計画の認定について



令和5年7月19日
千葉県教育庁教育振興部文化財課
043-223-4082

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和5年7月21日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文化庁長官に対し、千葉県松戸市及び千葉県柏市の文化財保存活用地域計画を認定するよう答申する予定です。

今回の答申を受け、文化庁長官により計画が認定されると、千葉県内で文化財保存活用地域計画の認定を受けた地域は、我孫子市・銚子市・富里市・鎌ヶ谷市・香取市・松戸市・柏市の7市となります。

【参考】文化財保存活用地域計画とは

地域における文化財の保存・活用の将来像や取組の方針、事業等を具体的に記載したもので、文化財保護法改正（平成31年4月施行）により作成が位置づけられました。市町村は、各都道府県が定める文化財保存活用大綱（文化財の総合的な保存活用の方針・優先テーマ等）を勘案して計画を作成し、文化庁長官に認定を申請することができます。

＜今後の報道発表スケジュール＞

月日 (曜)	時刻	区分	件名
7/19 (水)	14:00	ボックス 入れ	文化財保存活用地域計画の認定について 松戸市文化財保存活用地域計画（概要版） 柏市文化財保存活用地域計画（概要版）
7/21 (金)	17:00	報道解禁	

10 柏市文化財保存活用地域計画 【千葉県】

【計画期間】令和5～12年度（8年間）

【面 積】114.74km²

【人 口】約43.2万人

指定等文化財は、42件
未指定文化財は、39,073件把握

指定文化財件数一覧

区分		国指定等	県指定	市指定	国登録	県登録	計
有形文化財	建造物	1	2	6	2	0	11
	絵画	1	1	0	0	0	2
	彫刻	0	3	3	0	0	6
	工芸品	0	0	0	0	0	0
	書跡・典籍	0	0	0	0	0	0
	古文書	0	0	0	0	0	0
無形文化財	考古資料	0	0	1	0	0	1
	歴史資料	0	1	0	0	0	1
民俗文化財		0	0	0	0	0	0
記念物	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	1	5	0	0	6
	遺跡	0	2	5	0	0	7
文化的景観	名勝地	0	0	0	2	0	2
	動物,植物,地質鉱物	0	0	6	0	0	6
伝統的建造物群保存地区		0	—	—	—	—	0
合計		2	10	26	4	0	42



柏市の歴史文化の特徴

① 豊かな自然環境

いずれも共通して低平で広大な下総台地の自然の恵みを享受し、先人たちはこの自然環境の変化に順応しながら歴史文化を築いてきた。

② 手賀沼と下総台地に支えられたくらしと生業

手賀沼と下総台地の自然の恩恵を受けて来た。土地利用のし易い低平で広大な下総台地上で生活が営まれてきた。手賀沼と下総台地が、古来から柏に住む人々の基盤となり続けている。

③ 国との関係と柏のちから

弥生時代の終わり頃からは中央との関係に左右されながら、古代には平将門が登場し、後に東国の武士団として中世の世を牽引していく。近世以降は江戸の近郊都市として、戦時中には軍都として現代はベッドタウンとして発展を続けてきた。

④ 困難を乗り越えて切り拓く先人たちのちから

近世の利根川東遷事業が行われると、手賀沼周辺は水害との闘いを余儀なくされる。また、困難な小金牧の開墾は柏の近代の発展の礎となった。

⑤ 柏の風土が育んだ寛容のこころ

近世には宗派の枠を越えた「東葛印旛大師」がはじまり、近代には宗派の垣根を越え、多様性を認めた弁榮聖人を産み出すなど、それらの寛容性は柏の風土が育んだと言える。

⑥ 交通の要衝・柏のにぎわい

原始時代には豊かな動植物資源を求めて柏に人々が行き交い、近世には利根川舟運の中継地として食材が江戸まで運ばれ、近代には利根川運河が加わり、その後、鉄道が敷設され物資輸送が主流となる。近代以降、鉄道・自動車輸送の結節点にある柏は、商業拠点、商業都市として発展してきた。

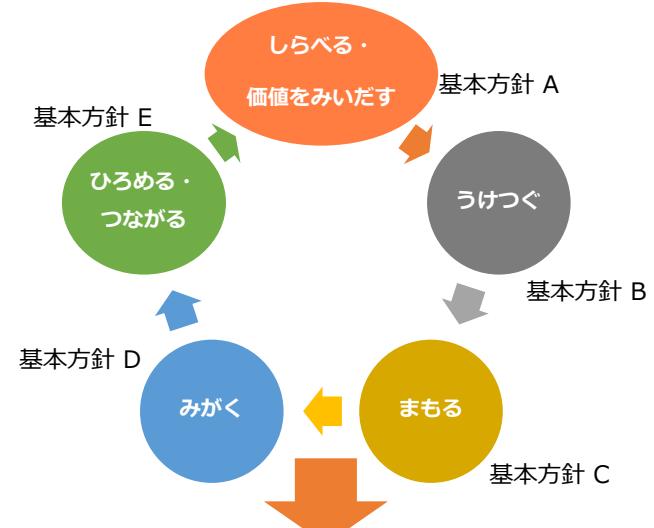
推進体制

■行政 (柏市)	文化課／生涯学習課／中央公民館／図書館／指導課／経営戦略課／都市計画課／住環境再生課／住宅政策課／公園緑地課／商工振興課／農政課／防災安全課／市民活動支援課／火災予防課／警防課／柏市まちづくり公社／柏市みどりの基金 等
■行政 (国・県等)	文化庁／千葉県教育庁文化財課／千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会／千葉県博物館協会／千葉県史跡整備市町村協議会 等
■専門家	柏市文化財保護委員会／景観まちづくり委員会／ヘリテージマネージャー 等
■団体	柏商工会議所／柏市観光協会／柏インフォメーションセンター／手賀沼アグリビジネス事業推進協議会／各地区町会 等
■市民	文化財所有者／市民ボランティア等

【将来像】過去に触れ、未来につなぐ ~歳月の想いが行き交うまち柏~

将来像の実現により、第5次柏市総合計画の重点目標である「柏市の魅力や特性を活かし、人が集う活力あふれるまち」へつなげることを目標とする。

将来像の実現に向けて基本方針A～Eの5項目に整理した。



本計画における将来像

過去に触れ、未来につなぐ

~歳月の想いが行き交うまち柏~

柏市第5次総合計画・重点目標

地域の魅力や特性を活かし、人が集う活力あふれるまち

基本方針 A	しらべる・価値をみいだす	基本方針 C	まもる
歴史文化を特徴づける文化遺産の現状把握・調査研究を行い、情報の整理・公開を推進する。	・歴史文化を特徴づける文化遺産の現状把握 ・調査研究成果の情報整理、データベースの構築 ・文化遺産の指定、登録等の推進 ・保存・活用に係る各種計画の作成 等	文化遺産の保存修理、整備、防災・防犯を確実に進める。	・文化遺産の保護環境の現状把握を行う ・保存修理を確実にすすめる ・文化遺産の防災・防犯対策、整備を推進する 等
基本方針 B	うけつぐ	基本方針 D	みがく
課題	・守り受け継ぐべき文化遺産の把握が不十分 ・調査の結果を文化財管理GISに落とし込む必要がある ・指定及び登録について分野や時代、地域に偏りがある ・保存活用計画等が必要である 等	課題	・有形文化財の保護環境の現状把握が十分でない ・文化財の防災・防犯対策の推進が必要とされている ・高額な修理費の捻出や、価値観の変化により修理が行えていない 等
措置の例(重点措置)	a-13 戦争遺産詳細調査と報告書刊行 戦争遺産（柏飛行場、高射砲第二連隊など）の詳細調査を行い、報告書を刊行する ■行政、専門家、団体 ■R5～12	措置の例(重点措置)	c-1 旧吉田家住宅の保存修理・活用整備事業 旧吉田家住宅の保存活用計画にしたがい、差茅等の保存修理工事や、周辺樹木や園路整備等を進める ■行政 ■R5～12
基本方針 E	ひろめる・つながる	基本方針 E	ひろめる・つながる
課題	歴史文化を大切に思う「こころ」と「ひと」を育む。歴史文化を活かしたまちづくりの「しくみ」を整える。	課題	歴史文化の魅力を発信し、観光や定住につなげる。
措置の例(重点措置)	・ふるさとを大切に思う人づくりを促進 ・歴史文化を継承するための担い手づくりを促進 ・活用支援組織や人材の育成を促進 ・子供達が文化遺産を身近に感じる環境や体験プログラムを行う ・主体間の連携を促進 等	措置の例(重点措置)	・歴史文化の保存・活用に関する広域連携を促進する ・市内に点在する文化遺産を結ぶトレイルの普及を促進する ・文化遺産の保存・活用とまちづくりや産業振興などの施策間連携を推進する 等
課題	・歴史文化の保存・活用の担い手の減少 ・地域縦がかりで文化遺産をまもる仕組みづくりを整える必要がある ・子供達が文化遺産を身近に感じる環境や体験が必要 ・市民、専門家、団体、行政などの主体間連携が十分でない 等	課題	・歴史文化の保存・活用に関する広域連携の推進が必要 ・訪れるための交通手段が伝わりにくい ・施策間連携の推進が必要 等
措置の例(重点措置)	b-14 旧手賀教会堂公開活用 保存修理工事において整備した解説パネルの拡充や、寄贈を受けた染織品や祭具の修復を行い、これらの資料の文化財指定及び企画展示を行う ■行政、専門家 ■R5～12	措置の例(重点措置)	d-8 手賀沼アグリビジネスパーク事業(1) 手賀沼周辺の地域が抱える課題を、地域資源を活用しながら解決していく事業を行なう ■団体、行政 ■R5～12
課題	b-24 手賀沼スクールヤード事業 子供たちへの校外学習や企業の社外研修やチームビルディングを目的に、手賀沼に育まれた自然や歴史文化、農業・漁業などを活かした体験学習講座で、文化遺産の活用を行う ■団体、行政 ■R5～12	課題	・地域の文化遺産の価値が市民に十分に伝わっていない ・市民が見学・体験・学習できるプログラムが不足 ・文化遺産の活用に向けた施設整備や情報発信が十分でない 等
措置の例(重点措置)	e-21 柏市史料デジタルアーカイブ 柏市が所有・管理する古文書や古写真等、歴史的価値を有する記録資料を、検索・閲覧できるインターネットサービスを提供する。 ■行政、専門家 ■R5～12		

◆4つの関連文化財群

I 内海に挟まれた土地に花咲く縄文文化

「奥東京湾」「古鬼怒湾」という二つの大きな内海に挟まれた市域は、縄文時代中期に下総台地と古鬼怒湾の森林資源や動物資源に最も恵まれたのであろうことが、発掘調査の結果から想像できる。一年を通して豊かな動植物資源を享受できる柏に人々が集まり、花開いた縄文文化は当時の一大中心地というべき様相を見せている。



大松遺跡出土縄文土器

II 香取内海をめぐる「平将門」と「相馬御厨」

将門の乱は香取内海を中心に行われたが、古代末に現在の茨城県取手市、守谷市、千葉県柏市、流山市、我孫子市のあたりは伊勢神宮に寄進され「相馬御厨」と呼ばれる莊園となる。相馬御厨は現在の手賀沼や利根川、鬼怒川を中心として形成されており、湖沼の莊園の典型であると言われている。



將門神社

III 小金牧の開墾からはじまる柏の近代化

小金牧の開墾によって拓かれた低平で広大な土地は、その後、軍郷都市として拡大し、戦後はベッドタウン、商業都市として急速に発展を遂げ現在に至っている。

IV 多様性を受け入れるマチ、かしわの精神世界

外部からの影響等の心配事の絶えない中で、人々は常に心のよりどころを求めて祈ってきた。特に人々の平和への希求が刻まれた石造物は市内各地に残り、五穀豊穣のまつりごとは現在も柏の各地にその痕跡や風習が残っている。比較的温暖で自然災害の少ない環境と多種多様な人々が行き交う立地が多様性を認める風土を育んだのであろう。



高柳庚申塔

◆6つの文化財保存活用ゾーンと3つの区域

【文化財保存活用区域】

布施区域

- ◆ 布施弁天東海寺
 - ◆ 七里ヶ渡跡
 - ◆ 布施河岸
 - ◆ あけぼの山農業公園



第二章 资本积累

鷺野谷区域

- ◆ 染谷家住室
 - ◆ 香取神社
 - ◆ 鳥ビシャ
 - ◆ 医王寺



染谷家住宅主屋

手賀区域

- ◆ 旧手賀教会堂
 - ◆ 手賀ばやし
 - ◆ 手賀庚申塔群
 - ◆ 湯浅家長屋門



旧手賀教会堂

【文化財保存活用ゾーン】

歴史文化の特徴に挙げた豊かな自然環境が良好に残り、多様な文化遺産が集積して残る範囲をゆるやかに設定する。「柏市景観計画」景観骨格の水と緑のベルト、田園集落拠点を参考に設定している。



文化財保存活用区域（鷺野谷区域）における取り組み

【鷺野谷区域】

手賀沼周辺の低地には水田が広がり、これを取り囲むように斜面林が台地を縁取る。台地上には、古くからの屋敷や畠地、山林からなる景観が広がっており、中近世からの農村景観を良好に残している。

「鷺谷村」の名は南北朝時代の文書に現れており、室町時代の本土寺（千葉県松戸市）の過去帳にも暫しば現れる。区域北側に位置する医王寺の薬師堂には、長禄2年(1458)春慶作の薬師如来像が奉祀されている。その他にも寺社や鳥ビシャの祭礼等が人々の生活とともに残り、保護されている。

近代には「大正の法然」と称された山崎弁栄を輩出し、その宗派の枠を越えた多様性を認める宗教的姿勢はこの鷺野谷の風土が育んだと言える。

文化財保存活用区域		鷺野谷区域
区域の課題	<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者不足、地域コミュニティーの衰退 十分に文化財調査が行われていない アクセスが困難である 区域内を巡る案内看板等が整備されていない 地域内の歴史文化の価値を市民には理解されていない等 	
区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> 手賀沼アグリビジネスパーク事業と連携して歴史文化を活かした取り組みを行う 予約制の相乗りタクシー「カシワニクル」の利便性向上を関係課と検討する 区域内を巡る案内看板等を整備する 区域内の住民と協働し歴史文化を活かした取り組みを行う 	
措置の例 (重点措置)	<p>d-9 予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の利便性向上 予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を市内に点在する文化遺産を周遊できる仕組みとする検討を行う ■行政 ■R8～12</p> <p>e-2 手賀沼アグリビジネスパーク事業(2) 手賀沼ガイドブック内で歴史資源を紹介・発信していく ■団体、行政 ■R5～12</p> <p>e-14 文化遺産案内板等の設置 市内に点在する文化遺産をめぐり、理解するための解説板や案内板を設置する。見学のマナーを周知する工夫を行う ■行政 ■R5～12</p>	

